仕 様 書

1 業務名

広島市立広島市民病院喫茶室運営事業

2 業務の内容

(1) 業務の内容

広島市立広島市民病院における喫茶室の運営

(2) 協定期間

協定を締結した日から令和8年3月31日まで

3 営業開始日

(1) この公募型プロポーザルにより特定した運営事業者が現行の運営事業者以外の場合現行の 運営事業者がその所有に属する物件の撤去及び変更した設備の原状回復を行い、売店施設の設 備を病院機構に返還した日から45日後までの日とする。

なお、運営事業者の責に帰さない事由により、営業開始日までに営業開始が困難であると病 院機構が認めた場合は、病院機構が別に定める日とする。

(2) この公募型プロポーザルにより特定した運営事業者が現行の運営事業者の場合令和2年4月1日とする。

4 病院の概要

(1) 名称及び所在地

広島市立広島市民病院(広島市中区基町7番33号)

(2) 患者数 (平成30年度実績)

ア 入院患者数:延べ239,326人(1日平均655人)

イ 外来患者数:延べ436,039人(1日平均1,794人)

(3) 職員数(平成31年4月1日現在)

1,991人(非常勤職員及び臨時職員を含む。)

(4) 診療日時

ア 診療日

日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに1月2日、1月3日、8月6日及び12月29日から12月31日まで(以下、「休診日」という。)を除く毎日

イ 診療時間

- 5 売店施設等の概要
 - (1) 場所

プロムナード1階(別図(配置図・求積図)参照)

(2) 延床面積

 $1\ 0\ 7\ .\ 5\ 2\ m^2$

(3) 構造

鉄骨造

- 6 運営の条件
 - (1) 営業
 - ア 営業開始日については、前記3に同じ。
 - イ 営業日については、年中無休とする。
 - ウ 営業時間については、提案によるものとする。
 - エ 酒類は販売しないこと。
 - (2) その他
 - ア 毎年度、喫茶室施設の使用にあたっては、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条の 4 第 4 項の規定に基づく行政財産の使用許可を受けること。また、病院機構が定める行政財産使用料(平成 3 1 年度の額は月額約 4 0 9, 9 3 0 円であるが、年度により金額が若干増減する場合がある。喫茶室施設は令和 2 年 4 月 1 日から使用することとして、行政財産使用料を積算する。)を遅滞なく納付すること。
 - イ 使用許可物件を第三者に転貸しないこと。ただし、提案書においてフランチャイズ制等を提案し、かつ導入にあたって、事前に病院機構の承認を受けたときは、この限りでない。なお、この場合フランチャイズ契約に基づき、フランチャイズ加盟店に運営を任せる際には、運営事業者が一切の責任を負うとともに、加盟店の名称その他病院が必要とする情報が記載されたフランチャイズ契約書等を本契約締結後に提出すること。
 - ウ 営業に必要な各種法令に基づく許認可については、運営事業者が取得すること。
 - エ 看板等の色彩、寸法及び数量については、病院施設との一体性の確保に留意することと し、事前に病院機構の承認を受けること。
 - オ 物品等の搬入・搬出時間及び経路については、病院職員の指示に従うこと。
 - カ 喫茶室に係る苦情等については、運営事業者が責任を持って適切に対応すること。
 - キ 従業員の接遇研修を定期的に実施し、常に良好なサービスの提供に努めること。
 - ク 病院機構の要請による附帯サービスの提供には協議に応じること。
 - ケ 利用者からの要望等には運営事業者が責任を持って対応すること。

- コ 店舗内の防犯対策は、運営事業者が行うこと。
- サ 事故防止を徹底するとともに、万一事故が発生した場合は、全て運営事業者の責任と負担において対処すること。

7 施設設備の整備区分等

(1) 施設設備の整備区分

施設設備に係る病院機構と運営事業者の整備区分は、別紙1のとおりである。

なお、運営事業者において施設設備に改修を行う場合は、自らの責任と負担において実施することとし、改修に必要な工事に当っては、着手前に病院と協議の上、許可を得ること。

(2) 費用の負担区分

次に掲げる費用については、運営事業者の負担とする。

- ア 施設設備の維持管理、改修、修繕、交換(蛍光灯の交換等)等
- イ 店舗内の清掃(空調機エアフィルターの清掃を含む。)、廃棄物の処理及び害虫駆除等
- ウ 電話の回線使用料及び通話料
- 工 光熱水費
- (3) 設備の法定点検

受変電設置の法定点検や、病院内の工事を実施する場合、全館又は一部の一斉停電を行うため、病院と調整の上、協力すること。

(4) 原状回復及び返還

運営事業者は、協定期間が満了したとき又は、契約解除に至った時は、運営事業者の負担に より施設設備を売店施設設置前の状態に回復させ、また、病院が指定する期日までに返還しなければならない。ただし、病院が原状回復の必要がないと認めたときは、この限りではない。

8 その他

- (1) 本仕様書に明示なき事項、又は業務上疑義が発生した場合は、当病院・運営事業者両者協議により業務を進めるものとする。
- (2) 運営事業者は、従事者に対する雇用者及び使用者として、労働基準法、労働安全衛生法その 他法令を遵守すること。